

平成30年第7回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年7月30日(月) 午後14時30分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第30号 平成31年度島原・雲仙・南島原地区使用小・中学校教科用図書の採択について

議案第31号 南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

議案第32号 損害賠償の額の決定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 平成30年度南島原市一般会計補正予算(第1号)について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成30年6月の諸会議並びに諸行事

- 25日(月) 14:00 定例教育委員会(南有馬庁舎)
13:30 学校訪問(飯野小学校)
- 26日(火) 16:00 平成30年度第1回文化財保護審議会(南有馬庁舎)
- 27日(水) 8:45 中学校総合体育大会陸上競技(諫早市)
- 28日(木) 13:00 寄附贈呈式(深江小学校)
- 29日(金) 13:30 第3期長崎県高校改革推進会議(長崎市)
15:00 平成30年度第1回学校・警察連絡協議会(コレジヨホール)
19:30 青少年育成市民会議総会(コレジヨホール)

○平成30年7月の諸会議並びに諸行事

- 1日(日) 9:30 防犯少年武道大会(空手)(南有馬武道館)
- 2日(月) 16:30 三重インターハイ出場報告会(西有家庁舎)
- 4日(水) 16:30 第34回全国小学生陸上競技交流大会出場報告会(西有家庁舎)
- 6日(金) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)
- 7日(土) 13:30 有馬のセミナリヨ授業再現事業(北有馬町願心寺)
- 8日(日) 8:30 市民スポーツ大会総合開会式(ピロティ文化センター)
10:00 防犯少年武道大会(柔道・剣道)(南有馬武道館)
- 10日(火) 10:00 奨学資金貸付審議会(南有馬庁舎)
13:30 平成30年度第3回校長会研修会(コレジヨホール)
14:00 防犯協会定期総会(西有家庁舎)
- 11日(水) 15:00 平成30年度第1回教育支援委員会(南有馬庁舎)
- 12日(木) 8:50 第35回県南地区親善ゲートボール大会(雲仙市)

- 14日(土) 9:00 「海の日」祈願祭(南有馬町八幡神社)
10:00 海開き式(加津佐町前浜棧敷)
- 17日(火) 9:15 平成30年度第3回教頭会研修会(コレジオホール)
16:30 第53回全国少年剣道大会出場報告会(西有家庁舎)
- 18日(水) 10:00 議会開会(有家庁舎)
- 19日(木) 14:00 長崎県都市教育長協議会(諫早市)
- 20日(金) 19:30 平成30年度第1回心のふるさと交流事業事前研修会(コレジオホール)
- 21日(土) 18:30 マリンフェスタくちのつ開会式(口之津町)
- 22日(日) 8:30 第13回少年ソフトボール大会開会式(有家総合運動公園)
- 23日(月) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
14:00 平成30年度第2回教科書採択協議会(南有馬庁舎)
- 24日(火) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
- 25日(水) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
- 26日(木) 13:00 中学生弁論大会(コレジオホール)
- 27日(金) 10:00 議会一般質問・議案質疑・委員会付託(有家庁舎)
- 28日(土) 18:30 家庭教育講演会(コレジオホール)

議案第30号

平成31年度島原・雲仙・南島原地区使用小・中学校教科用図書の採択
について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により提案
する。

平成30年7月30日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

議案第 31 号

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

提案理由

子育て支援及び教育支援の観点から奨学資金制度の充実を図るため、
所要の改正を行うもの。

平成 30 年 7 月 30 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

南島原市奨学資金貸付基金条例（平成18年南島原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「1万5,000円」を「3万円」に改め、同条第2号中「3万円」を「5万円」に改める。

第12条第1項中「次の」を「貸付けを受けた期間の3倍に相当する」に改め、同項各号を削る。

第14条第1項を次のように改める。

奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 著しい心身の障害が生じたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により償還が困難と認められたとき。

第14条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める者について適用する。

- (1) 改正後の第5条第1号及び第2号 平成30年度以降に貸付けを受ける者
- (2) 改正後の第12条第1項 平成30年度以降に償還を開始する者

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(貸付月額)</p> <p>第5条 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校及び独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校（以下「高等学校等」という。） <u>3万円以内</u></p> <p>(2) 大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。） <u>5万円以内</u></p> <p>(償還)</p> <p>第12条 貸付けを受けた学資は、当該学校卒業後（高等学校等から大学等に引き続き貸付けの対象となった者にあつては、大学等の卒業後）から6月間据え置き、その後貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間内に月賦、半年賦又は年賦をもって償還するものとする。ただし、都合により繰上償還することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第14条 <u>奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>死亡したとき。</u></p> <p>(2) <u>著しい心身の障害が生じたとき。</u></p>	<p>(貸付月額)</p> <p>第5条 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校及び独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校（以下「高等学校等」という。） <u>1万5,000円以内</u></p> <p>(2) 大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。） <u>3万円以内</u></p> <p>(償還)</p> <p>第12条 貸付けを受けた学資は、当該学校卒業後（高等学校等から大学等に引き続き貸付けの対象となった者にあつては、大学等の卒業後）から6月間据え置き、その後次の期間内に月賦、半年賦又は年賦をもって償還するものとする。ただし、都合により繰上償還することができる。</p> <p>(1) <u>高等学校等の修学期間のみ貸付けを受けた者 5年</u></p> <p>(2) <u>前号以外の者 8年</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第14条 <u>奨学生が死亡したときは、遺族又は保証人において本人の戸籍抄本を添えて市長に届け出なければならない。</u></p>

(3) その他やむを得ない事由により償還が困難と認められたとき。

2 市長は、前項の場合においては、貸付金のうち未償還金の償還義務を免除することができる。

改正

平成20年6月30日条例第23号

平成23年3月22日条例第6号

南島原市奨学資金貸付基金条例

(設置)

第1条 奨学資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効果的に行うため、奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の総額は、6億5千万円とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して繰入れをすることができる。

3 前項の規定により繰入れが行われたときは、基金の額は、繰入額相当額増加するものとする。

(貸付対象)

第3条 奨学資金は、南島原市に住所を有する者の子弟で、次に掲げる学校に在学する者に対して貸し付けるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する次の学校

ア 高等学校

イ 大学（法第108条に規定する短期大学を含む。）

ウ 高等専門学校

(2) 法第124条に規定する専修学校（専門課程であつて修業年数2年以上の学校に限る。）

(3) 独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校

(貸付けを受ける者の条件)

第4条 奨学資金の貸付けを受ける者は、経済的理由により修学困難な者のうち、健康かつ人物、学業とも奨学生としてふさわしい者とする。

(貸付月額)

第5条 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。

(1) 高等学校及び独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校（以下「高等学校等」という。） 3万円以内

(2) 大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。） 5万円以内

(貸付期間)

第6条 奨学資金の貸付期間は、在学する学校の正規の修業期間とする。

(貸付条件)

第7条 奨学資金の貸付条件は、無利子とする。

(審議会)

第8条 奨学資金の貸付事務を円滑適正に行うため、諮問機関として、南島原市奨学資金貸付審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の事項を審議する。

(1) 借入申込みの審査に関すること。

- (2) 貸付の休止、廃止の審査に関する事。
 - (3) 貸付金の償還の確保に関する事。
 - (4) その他市長が必要と認め付議する事項
- 3 審議会は、委員10人以内で組織し、知識経験を有する者の中から市長が委嘱する。
- 4 審議会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (貸付けの決定)

第9条 奨学資金の貸付けは、審議会に諮り市長が決定する。

(貸付けの休止)

第10条 奨学生が疾病その他の事由によって休学したときは、その期間奨学資金の貸付けを休止する。

(貸付けの廃止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 傷病、疾病等で成業の見込みがないもの
- (2) 学業又は操行不良で成業の見込みがないもの
- (3) 学資の貸与を必要としない事由が生じたとき。

(償還)

第12条 貸付けを受けた学資は、当該学校卒業後（高等学校等から大学等に引き続き貸付けの対象となった者にあつては、大学等の卒業後）から6月間据え置き、その後貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間内に月賦、半年賦又は年賦をもって償還するものとする。ただし、都合により繰上償還することができる。

- 2 奨学生が退学し、又は第11条によって貸付けを廃止された場合は、その事由の生じた月から3年以内に貸付けを受けた金額を月賦、半年賦又は年賦をもって償還しなければならない。ただし、事情によって別途の償還方法を指示して償還させることができる。

(償還の猶予)

第13条 前条の規定にかかわらず、奨学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間中償還を猶予することができる。

- (1) 奨学資金を受けた学校からさらに上級の学校（予備校を含む。）に進学した場合におけるその在学期間
- (2) 疾病その他やむを得ない事由により償還が困難と認められる場合、その事由が継続する期間

(償還の免除)

第14条 奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 著しい心身の障害が生じたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により償還が困難と認められたとき。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の深江町奨学資金貸付基金条例（昭和39年深江町条例第14号）、布津町奨学資金貸付基金条例（昭和41年布津町条例第7号）、有家町奨学資金貸付基金条例（昭和46年有家町条例第10号）、西有家町奨学資金貸付基金条例（昭和55年西有家町条例第20号）、北有馬町奨学資金貸付基金条例（昭和44年北有馬町条例第45号）、南有馬町奨学資金貸付基金条例（昭和39年南有馬町条例第18号）、口之津町育英資金貸付基金条例（昭和39年口之津町条例第7号）又は加津佐町奨学資金貸付基金条例（昭和39年加津佐町条例第7号）（以下これらを「合併前の条例」という。）に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを決定された基金については、なお合併前の条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める者について適用する。

- (1) 改正後の第5条第1号及び第2号 平成30年度以降に貸付けを受ける者
- (2) 改正後の第12条第1項 平成30年度以降に償還を開始する者

議案第 32 号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会へ報告する必要があるため。

平成 30 年 7 月 30 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

1 賠償の理由

平成30年6月23日午後2時30分頃、南島原市南有馬町乙97番地先において、市管理地を草刈作業中、乗用草刈機が跳ねた石が道路通行中の被害車両に当たり右側後方の窓ガラスを破損させた事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

41,720円

3 賠償する相手方

平成30年第7回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年7月30日(月) 午後14時30分

場所 南有馬庁舎 2階会議室

追加議事日程第1

第1 議案第33号 財産の取得について(小学校教育用パソコン等)

議案第 33 号

財産の取得について（小学校教育用パソコン等）

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 8 号の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 30 年 7 月 30 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

- 1 財産の種類 パソコン（204 台）及び付帯設備
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 79,164,000 円
- 4 契約の相手方 長崎県長崎市田中町 585-5
扇精光ソリューションズ 株式会社
代表取締役 はまぐち 浜口 はるき 晴樹

機器仕様書

区分	機器名	堂崎 小学校	西有家 小学校	有馬 小学校	南有馬 小学校	口之津 小学校	加津佐 小学校	合計 数量
I.パソコン関連	教師用パソコン(デスクトップ)	1	1	1	1	1	1	6
	教師用パソコン(ディスプレイ)	1	1	1	1	1	1	6
	生徒用パソコン(デスクトップ)	22	37	31	38	39	31	198
	生徒用パソコン(ディスプレイ)	22	37	31	38	39	31	198
II.プリンター関連	A0 Plus 大判インクジェットプリンター	1	1	1	1	1	1	6
	A3フラットベッドスキャナー	1	1	1	1	1	1	6
	インクジェットプリンター	1	1	1	1	1	1	6
	モノクロレーザープリンター	1	1	1	1	1	1	6
	モノクロレーザープリンター用トナーカートリッジ	2	2	2	2	2	2	12
III.備品関連	液晶プロジェクター	1	1	1	1	1	1	6
	教師用ディスプレイ分配器	1	1	1	1	1	1	6
	教師用ディスプレイケーブル 10m	1	1	1	1	1	1	6
	マウスパッド	23	38	32	39	40	32	204
	パソコン用2.0chスピーカー	1	1	1	1	1	1	6
IV.ネットワーク 機器関連	16ポートハブ	3	4	4	4	4	4	23
	8ポートハブ	2	2	2	2	2	2	12
	高機能無停電電源装置	1	1	1	1	1	1	6
	ネットワークハードディスク(NAS)	1	1	1	1	1	1	6
	19インチサーバーラック	1	1	1	1	1	1	6
I.文書管理ソフト	Microsoft Office Standard 2016	23	38	32	39	40	32	204
II.学習支援ソフト	スズキ教育ソフト(株) キューブきっず6	23	38	32	39	40	32	204
III.指導用ソフト	(株)e教育研究社 ことばの力+デジタル活用力	1	1	1	1	1	1	6
IV.指導用ソフト	広島県教科用図書販売(株) 事例で学ぶNetモラル	1	1	1	1	1	1	6
V.授業支援ソフト	sky(株) SKYMENU Pro 2018 エディションLT	1	1	1	1	1	1	6

無線LAN仕様書

区分	機器名	口之津 小学校	合計 数量
機器仕様	L2スイッチ	2	2
	L2スイッチ 壁用取付金具	2	2
	電源タップ	2	2
	無線LANアクセスポイント	8	8
	無線LANアクセスポイント用ACアダプター	1	1

導入機器の概要・必要性

区分	機器名	概要	必要性
I. パソコン関連	パソコン (デスクトップ)	OS : ウィンドウズ10 CPU : インテル コア3アイ 以上 メモリ : 4ギガバイト 以上 ディスプレイサイズ: 21.5型以上 画面が大きいこと、保守がしやすいこと、持ち運びを想定していないことからデスクトップ型とする。	一斉にドリルを使った学習や、個々の学習進度に応じた個別学習など、子どもの情報活用能力を育成するためには、子ども1人が1台のコンピュータを使用できるという環境が必要です。 例えば、キーボードによる文字入力などのコンピュータの基本的な操作を習得することや、一人一人課題のまとめたりするため、クラスの最大人数分のパソコンが必要です。
II. プリンター関連	A0 Plus 大判インクジェットプリンター	ロール紙にも対応。 A0サイズは、841mm×1189mm。	行事ポスターなどの各種掲示物作成や教材に使える素材、身近にある写真などをスキャンや拡大コピーして、オリジナル教材を作成したりすることができます。 また、授業において、児童・生徒の関心と理解を高めるために、視覚化された教材を簡単に作成し、提示することで、支援を必要とする児童・生徒にもわかりやすく、指導できます。
	A3フラットベッドスキャナー	A3対応。	
	インクジェットプリンター	A3対応。	
	モノクロレーザープリンター	A3対応。	
III. 備品関連	液晶プロジェクター	パソコン室内・普通教室での使用を想定。 スクリーンは、学校既存のものを使用。	児童・生徒が調べ学習などで作成した成果物やインターネットで検索したページなどを打ち出すために必要です。 目的によりプリントアウトする機器を替えさせることにより、印刷コストを抑えることが可能です。 また、一斉にプリントアウトする場合、プリンターを半分ずつ選択させることで、時間のロスを防ぎ、自分のプリントが探しやすくなります。 さらに、急な故障にも2台あることで授業への影響を最小限に抑えることができます。
IV. ネットワーク機器関連	16ポートハブ 8ポートハブ	コンピューターシステムで、複数の端末を集めて連結する中継器。	ネットワーク構築のために必要です。
	高機能無停電電源装置	雷サージ保護機能を有する。	ネットワークハードディスク(NAS)を停電等から、守るために必要です。
	ネットワークハードディスク(NAS)	ネットワーク(LAN)上に接続することができるハードディスクで複数のパソコンから同時に接続することができる。容量は4テラバイト以上。	児童・生徒がデジタルカメラなどで撮影した画像・動画などを保存するために必要です。 万一の故障でも大切なデータが消去されないことがないため各校1台は必要です。
I. 文書管理ソフト	Microsoft Office Standard 2016		文書等を作成するための文書管理ソフトです。
II. 学習支援ソフト	スズキ教育ソフト(株) キューブきつず6		児童・生徒がパソコンの基本的な操作を身につけるために必要な教材が含まれた学習支援ソフトです。
III. 指導用ソフト	(株)e教育研究社 ことばの力+デジタル活用力		教科書や指導要領に準拠した「ことばの力」と「活用の力」に特化した小学校用教材ソフトです。
IV. 指導用ソフト	広島県教科用図書販売(株) 事例で学ぶNetモラル		文部科学省情報モラル指導モデルカリキュラムに対応した情報モラル指導用ソフトです。
V. 授業支援ソフト	sky(株) SKYMENU Pro 2018 エディションLT		教師用パソコンから生徒用パソコンを一括管理・操作ができる授業支援ソフトです。

無線LAN機器の概要・必要性

区分	機器名	概要	必要性
機器仕様	L2スイッチ	コンピューターシステムで、複数の端末を集めて連結する中継器。	平成17年に口之津小学校建設時に購入した機器が故障しているためです。 ネットワーク構築のために必要です。
	無線LANアクセスポイント	パソコンをネットワークに接続するための中継器。	